

## り災証明書・被災証明書 発行申請受付

地震による災害に関する「り災証明書」「被災証明書」の発行申請を受け付けています。※調査を行いますので、証明書の発行は後日となります。

### ①り災証明書

国の法律や制度にもとづく、各種の支援を利用するために使用する証明書です。各種の被災者支援策等の適用判断材料となります。  
・対象▽建物(家屋・作業所など)

### ②被災証明書

被災した事実を証明する証明書です。保険請求などに必要な場合があります。ご加入の保険会社にご確認ください。

・対象▽家具・家電、門扉、車両、土地など

### ■受付場所・時間

総合ケアセンターゆくり1階相談室・10時～17時

※できる限り被災状況の分かる写真をお持ちになると受付がスムーズです。

### ■調査について

り災証明等に係る全戸調査を9月18日(火)から実施しています。調査は、住宅の外観を確認するもので、町職員と同行の派遣職員が敷地内に立ち入る場合があります(立会いただく必要はなく、住宅内には入りません)。

※建物をすぐに取り壊す場合は、一度ご連絡ください。また、すぐに修繕を行う必要がある場合は写真を撮っておき、証明書発行時に窓口でご提示ください。

### ■問い合わせ

総務課税務グループ (☎27-2481)

### ボランティア要請

厚真町災害ボランティアセンターでは、ボランティアによる被災された方の困りごとのお手伝いをしていきます。ボランティアの要請を希望される方は電話でご相談ください。

### ■要請できる活動の例

災害による家や車庫の片付け、災害ごみの搬出・運搬、お子さんの遊び相手

### ■要請受付・問い合わせ

厚真町災害ボランティアセンター  
(☎090-8049-9396)

### 応急仮設住宅入居申し込み

災害のため自らの住居に住むことができなくなった方に対して、一時的に生活の安定を図ることを目的として建設する応急仮設住宅の入居申し込みを受け付けます。

### ■申し込み条件

(1)平成30年北海道胆振東部地震における災害(以下「当該災害」という)時点(平成30年9月6

日)において、北海道に居住していた方

(2)当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方

(ア)住家が全壊し、居住する住家がない方

(イ)住家が半壊(大規模半壊を含む)であっても、住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方

(ウ)二次災害等による被害の恐れや、ライフラインの途絶、避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない方

(3)自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない方

(4)災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

(5)北海道被災者向け民間賃貸住宅借上げ住宅に入居していない方

(6)暴力団員の関係者ではない方

■募集地区

①表町公園(36戸)

②厚真高校東側(18戸)

③本郷ポンプ場西側(21戸)

④上厚真近隣公園(10戸)

■入居までのスケジュール

9月24日(月)：募集案内・入居申込書・住民意向調査書配布開始、9月27日(木)：住民意向調査提出締切、10月1日(月)：入居申し込み受付開始、10月11日(木)：入居申し込み受付締切、10月19日(金)：入居者

選考結果通知

## 被災者支援に関する各種支援制度(内閣府)

※支援内容や窓口は、準備が整い次第お知らせします。

- 災害弔慰金
- 災害見舞金
- 生活再建支援制度
- 災害援護資金
- 生活福祉資金貸付
- 幼稚園への就園奨励事業
- 教科書等の無償給与(災害救助法)
- 特別支援学級等への就学奨励事業
- 小・中学校の就学援助措置
- 高等学校授業料等減免措置
- 児童扶養手当等の特別措置
- 地方税の特別措置
- 医療、介護保険料・窓口負担の減免措置等
- 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
- 公共料金・使用料等の特別措置
- 生活保護
- 生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))
- 公営住宅への入居

広報あつま

平成30年9月号 NO.793

発行/北海道厚真町 企画・編集/まちづくり推進課企画調整グループ  
ホームページ/ <http://www.town.atsuma.lg.jp/>  
住所/〒059-1692北海道勇払郡厚真町京町120番地  
電話/(0145)27-2321(代) メールアドレス/atsuma@town.atsuma.lg.jp